

白山市防災アドバイザー派遣事業実施要綱

平成26年10月1日

告示第207号

(目的)

第1条 この告示は、防災に関する専門的な知識や技能を有する者を地域の団体等（主として白山市民により構成される非営利のものに限り、政治又は宗教活動を目的とするものを除く。以下同じ。）の会合の開催場所等へ派遣し、防災の啓発活動を実施することにより、地域等における自主防災活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「防災アドバイザー」とは、防災に関する専門的な知識や技能を有する者で、石川県防災人材バンクに登録されているものをいう。

(活動内容)

第3条 防災アドバイザーの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 防災に関する学習会等における講演
- (2) 図上訓練の実施に関する助言及び指導
- (3) 防災訓練の企画及び実施に関する助言及び指導
- (4) 地区防災計画の作成に関する助言及び指導
- (5) 個別避難計画作成の助言及び指導
- (6) 災害教訓語り部

(紹介の依頼)

第4条 防災アドバイザーの紹介を希望する地域の団体等の代表者（以下「依頼者」という。）は、石川県防災人材バンク紹介依頼書により市長に紹介を依頼するものとする。

(防災アドバイザーの紹介)

第5条 市長は、前条の規定による依頼があったときは、防災アドバイザーの中から適当と認められる者を選定し、当該防災アドバイザーの内諾を得た上で、依頼者に紹介するものとする。

(費用弁償等)

第6条 防災アドバイザーの具体的な活動内容及び日時並びに活動に要する費用（謝礼金及び旅費を除く。）その他諸条件は、防災アドバイザーと依頼者との合意によるものとする。

2 市長は、前項の活動に際し、資料の印刷、機材の貸与等により活動を支援するものとする。

3 第1項の合意に基づき防災アドバイザーが活動を行ったときは、当該防災アドバイザーは、市によって派遣されたものとみなす。

（実績報告）

第7条 依頼者は、防災アドバイザーの活動終了後、石川県防災人材バンク実績報告書に活動時の写真その他活動内容が分かるものを添えてその活動内容を市に報告するものとする。

2 市は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る活動内容に応じ、当該報告に係る防災アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝礼金及び旅費を支払うものとする。

3 謝礼金の対象となる活動時間の上限は、1日につき4時間とする。

4 防災アドバイザーが派遣された会合等の参加人数が10人未満の場合は、謝礼金及び旅費は支給しない。ただし、当該会合への申込人数が10人以上の場合で、参加人数が10人未満となったことについてやむを得ない事情があったと市長が特に認めるときは、この限りでない。

5 前3項に定めるもののほか、謝礼金及び旅費の額については、市長が別に定めるところによる。

（その他）

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第158号の2）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第144号）

この告示は、公表の日から施行する。